

広島市請負工事中間検査実施要領

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、広島市請負工事検査要領（以下「検査要領」という。）第12条第1項に基づき、中間検査に必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の実施)

第2条 中間検査は次の各号に掲げる場合に実施するものとする。

(1) 特記仕様書に指定する工事

当初設計金額が5,000万円以上かつ当初工期が6か月以上（繰越を予定して発注した工事にあつては、契約図書に示す実質工期が6か月以上）の工事

ただし、次の工事は対象から除く

ア 維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等の単純工事、災害復旧工事（橋りょう工事を除く）

イ 舗装修繕工事、土工が主体の工事、畳工事、ふすま工事等の完成時に出来形、品質等の確認ができる工事（不可視部分がほとんどない工事）

ウ 工期のかなりの期間を工場製作が占め、現場での施工期間が短い（3か月未満）工事

エ 広島市請負工事成績評定要領実施細目第2条に該当する評定の対象外の工事

(2) 広島市建設工事請負契約約款第33条第1項の部分使用をする場合

ただし、土木工事において監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を実施するものは除く

(3) 完成検査時に出来形又は品質等の確認ができない工事にあつて、工事担当課長及び検査担当課長が必要と認める場合

(中間検査の実施時期等)

第3条 中間検査は、完成、既済部分及び完済部分の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。主要工種についての検査時期は別表を参考とする。

2 実施回数は、当初契約金額が2億円未満の工事は1回程度、当初契約金額が2億円以上の工事は2回程度行うものとし、その工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。なお、中間検査と既済部分検査はこれを兼ねることができる。

(中間検査と完成、既済部分及び完済部分検査との関係)

第4条 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査、既済部分検査及び完済部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りでない。

(中間検査と給付の確認検査との関係)

第5条 中間検査は検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認は行うが給付の対象としない。

(改善)

第6条 契約図書の定めにより受注者に改善指示をおこなう場合は、次により処理するものとする。

- (1) 検査員は検査の結果、工事の施行が設計書、図面及び仕様書に適合しないと認められるものがあるときは、直ちに、相当の期間を明示して、当該期間内に、不適合部分を改善させるよう監督員に指示するとともに、その旨を検査担当課長に報告するものとする。
- (2) 工事担当課長は、受注者に対し、中間検査不適合通知書(様式-36-1)を交付し、改善の指示を行うものとする。
- (3) 受注者から改善完了届(様式-42)を受領した場合は、この要領の条項に準じ、再検査を実施するものとする。
- (4) 検査員は、再検査を終了し適合と認めた場合は、次条に規定する検査調書を作成するものとする。

(検査調書)

第7条 検査規程第9条に規定する検査調書については、次により処理するものとする。

- (1) 検査員は、当該検査部分が設計図書に適合したものであることを確認した場合は、中間検査終了後速やかに工事検査調書(様式-36-2)を作成し、検査担当課長に提出するものとする。

(中間検査結果の通知)

第8条 工事担当課長は、当該検査部分の適合が確認された場合は、中間検査結果通知書(様式-36)を受注者に交付するものとする。

(委任)

第9条 様式については、都市整備局技術管理課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月10日から施行する。

「別表」中間検査の対象物と時期

工事種別等		対象物	時期
土木工事	道路改良工事	横断構造物、土留め構造物が一部完成し、盛土の施工中の段階で実施し、これらの施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度達した時点
	築堤・護岸工事 (河川工事)	護岸工の基礎の埋戻し前で、ブロック張(積)工の施工途中の段階で実施し、これらの施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度達した時点
	舗装工事	上層路盤が完成し、基層の施工前の段階で実施し、上・下路盤の締固め、路盤・舗装材料、舗装工の施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度達した時点(概ね上層路盤の完成時)
	橋梁下部工事	完成した基礎杭、施工中の基礎杭、橋脚本体と杭の連結等の施工・出来形・品質状況を確認する。	全下部基数の 50%程度の基礎工が完成した時点 (例:5基の橋脚があった場合3基の橋脚の基礎杭の施工が完了した段階)
	橋梁上部工事	完成した桁及び製作途中の桁の施工・出来形・品質状況を確認する。	全ポステン桁数の 30%程度が完成した時点
	構造物工事	基礎工がある場合は、橋梁下部工事に準じ、基礎工がない場合は本体工の施工・出来形・品質状況(基礎面の処理、配筋等)を確認する。	基礎工がある場合は、橋梁下部工事に準じ、基礎工がない場合は、工事進捗が 50%程度達した時点
	下水道工事	完成した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	シールド工事における一次覆工が完成した時点、ポンプ場又は処理場建設工事における本体仮設工が完成した時点
	その他工事	完了した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度達した時点
建築・設備工事	建築工事	完了した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	躯体工事完了時又は造作工事施工途中段階
	設備工事	完了した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	配管完了、入線完了又は防露工事完了の段階

※中間検査が1回の場合を想定したものであり、数回の中間検査を実施する場合は、別途検査対象時期等を考慮する。